

⇩ 情報提供料を支払った場合

Q : 当社では、自社製品のパソコン販売強化策の一環として、新たに顧客を紹介してくれた方に謝礼金を支払っています。この謝礼金には、あらかじめ定められた支払基準がなく、紹介の都度適宜判断して支払っていますが、このような謝礼金は販売手数料等として費用計上できますか？

A : 紹介者が、情報提供を業とする者でない限り、交際費等に該当します。

【解説】

法人が、情報提供や取引の仲介を業としている者に対し情報提供料を支払う場合は、販売手数料等として費用計上が認められますが、情報提供や取引の仲介を業としていない非事業者に対して情報提供料を支払った場合には、次の要件を全て満たし、その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるとき以外は、交際費等として処理することとされています。

- ① その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ② 提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③ その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

ご質問のケースは、これらの要件を満たしていませんから、支払った謝礼金は交際費等として処理する必要があります。

